

計算書類に関する注記（法人本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方針

該当資産なし

(2) 固定資産の減価償却方法

- ・建物、構築物、車輌運搬具、器具及び備品、ソフトウェア - 定額法
- ・リース資産

該当資産なし

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する北海道民間社会福祉事業共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。

- ・賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

(1) 民間退職共済制度

一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

(2) 中小企業退職金共済制度

独立行政法人 勤労者退職金共済機構の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人本部拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

- (2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

- (3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）

ア 法人運営

イ 総合福祉センター

ウ 共同募金配分金

エ 訪問介護

オ つみき園

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	105,997,980			105,997,980
建物	73,807,411		7,071,253	66,736,158
定期預金	5,000,000			5,000,000
投資有価証券				0
合計	184,805,391	0	7,071,253	177,734,138

6 . 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

法人本部拠点において基本財産建物の減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金円を取崩した。

7 . 担保に供している資産

該当なし

8 . 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	105,997,980		105,997,980
建物（基本財産）	350,474,280	283,738,122	66,736,158
建物	5,777,470	4,052,131	1,725,339
構築物	7,625,625	5,155,112	2,470,513
車輌運搬具	5,052,382	5,006,290	46,092
器具及び備品	11,364,225	10,001,325	1,362,900
ソフトウェア	6,402,384	6,402,384	0
合計	492,694,346	314,355,364	178,338,982

9 . 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

徴収不能引当金は計上していない。

10 . 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 . 重要な偶発債務

該当なし

12 . その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし